

## 令和7年度高知県四万十市地域おこし協力隊員 募集要項

四万十市は、高知県の西南部に位置し、平成17年4月10日に中村市と西土佐村が合併して誕生しました。日本最後の清流といわれる「四万十川」をはじめ、海・川・山の優れた自然環境を有しています。本市の中心市街地は、一定の商業機能、病院、教育機関、行政機関など生活基盤となるインフラが集積しており、暮らしやすいコンパクトな街といえます。しかし、一方で、他の地方都市と同様、人口減少による地域の購買力の減衰等により中心商店街は厳しい状況に置かれており、この活性化が大きな課題となっています。

こうした中、令和2年4月に、中心商店街への誘客と周辺への経済波及効果を目的に、にぎわい拠点施設「はれのば」が開設され、併せて令和2年度より地域おこし協力隊を雇用し中心市街地の活性化と商店街のリーダー育成等に取り組んできました。

今回、前任の地域おこし協力隊の任期が令和7年3月で終了しますが、引き続き中心市街地活性化施策を推進するため、中心市街地の抱える課題に関わる活動を行う地域おこし協力隊を募集します。

※本募集については、令和7年3月議会において当該予算が承認されない場合には、事業中止となります。

### 1 募集人員 1名

### 2 活動内容

住民や観光客の中心市街地への回遊性の向上や情報発信強化などの中心市街地の抱える課題に関わる協力活動を行っていただきます。具体的には、商店街やまちづくり会社との密接な連携による中心市街地への誘客支援や、事業承継の支援、情報発信の仕組みづくり等の支援などを主に行っていただき、その他業務として任期満了後の定住に繋げられる活動を行ってまいります。

#### 【主要業務】

- 中心市街地のにぎわい創出に係るソフト事業の企画・運営
- 中心市街地に関する情報の収集・魅力創出・発信
- 商店街組織やまちづくり団体の活動への参画
- 観光客を中心商店街へ誘客する仕組みづくり
- 中心商店街の空き店舗対策に関わる業務
- 事業承継に関わる業務
- その他中心市街地活性化に関する必要な活動

### 3 募集対象

下記(1)～(9)の全ての要件を満たす方

- (1) 中心市街地のにぎわい創出等にかかる活動に意欲があり、都市地域等（※）から四万十市内へ住民票を異動させて生活できる方
- (2) 任期終了後も本市に引続き定住する意志があり、開業・事業承継のいずれかを検討している方
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、協働で活動できる方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車免許（AT限定可）を取得している方
- (6) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (7) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (8) パソコンを使用できる方（Word・Excel・PowerPoint、インターネット、メール及びSNS等）
- (9) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※ 「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法その他2法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいう。

#### 4 担当地域、住居、任用予定日等

| 担当地域            | 任用予定日          | 事務所        |
|-----------------|----------------|------------|
| 中心市街地及び周辺<br>※1 | 令和7年6月2日<br>※2 | 四万十市観光商工課内 |

- ※1 中村地域の中心市街地を主な活動範囲としますが、地域をまたぐ活動や他地域の活動支援もあります。
- ※2 募集期間を延長した場合は、併せて任用予定日を延期します。仕事の引継ぎ等の理由により任用予定日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、任命日について相談に応じます。

#### 5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週4日勤務（水・土・日曜日休日）
  - (2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）
- ※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。
- ※年次有給休暇があります。

#### 6 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条2第1項第1号）として四万十

市長が任命します。

- (2) 初年度の任用期間は、任用開始日から令和 8 年 3 月 31 日までです。次年度からは年度毎に再任用できるものとし、最長 3 年間とします。
- (3) 協力隊員として相応しくないと市が判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとしします。

## 7 報酬

月額183,354円～184,627円（※令和 7 年 3 月時点）

※別途賞与あり

※その他、退職手当等は支給しません。

## 8 待遇及び福利厚生

- (1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めますが、事前の届出が必要です。
- (2) パソコン及び公用車（軽自動車）が 1 人 1 台用意されます。  
※車両は私用に使うことができません。
- (3) 住宅借り上げに対する補助金（月額50,000円上限）を支給します。なお、賃貸住宅については各自で探してもらうことになります。水道光熱費等は個人負担となります。
- (4) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (5) 年次有給休暇等は市の条例規則を適用します。
- (6) 協力隊の任期満了後、協力隊が四万十市内に定住するため、市内での起業に要する経費に対しての補助制度（上限100万円）があります。

## 9 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和 7 年 3 月 17 日（月）から令和 7 年 4 月 18 日（金）必着

郵送又はメールで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

※募集期間内の受付で採用に至らなかった場合は、募集期間を延長することとし、5 月以降は毎月第 3 金曜日を募集締切とします。なお、採用者が決定次第締め切りますのでご了承ください。

- (2) 応募者への資料の送付

応募をされる方に、事前に本市の四万十市中心商店街活性化計画等の資料をお送りし、認識を深めていただくとともに協力隊としての活動目標の資料等にしていただきたいと思います。送付を希望される方は四万十市観光商工課までご連絡ください。

(3) 提出書類

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）

※簡単な応募動機を記入すること。（別紙可、氏名記入）

- ・作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも住所と氏名を記入してください。

題材：中心市街地活性化のために3年間の任期でやってみたいこと及び定住に向けた活動等（文字数：1,000文字程度）

(4) 申込・お問合せ先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4-10

四万十市観光商工課 商工・雇用対策係（担当：安田）

電話 0880-34-1126（直通） メールアドレス：[syoukou@city.shimanto.lg.jp](mailto:syoukou@city.shimanto.lg.jp)

## 10 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を4月下旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に5月上旬に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考の結果については、5月上旬に文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず任命日（令和7年6月2日予定）以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。

なお、現地説明の際に必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(5) その他

募集期間内の受付で採用に至らなかった場合は、募集期間を延長することとし、5月以降は毎月第3金曜日を募集締切とします。なお、採用者が決定次第締め切りますのでご了承ください。